



自分名義の口座から 送金しただけで犯罪？

改正犯罪収益移転防止法と「送金犯罪」の核心
沖縄県警の全国初摘発と金融機関実務から学ぶ

なぜ、自分名義の口座から送金ただけで書類送検されたのか？



答え：問われるのは口座の名義ではなく、
「誰の指示で・何のために」資金を動かしたか



副業募集



自口座に
約175万円入金



6口座へ
37回送金



金融機関が検知
本人が警察へ相談



「口座を渡していない」は免罪符にならない

先に答えを言う



**自分名義・本人操作でも、
第三者の指示で他人の資金を有償で動かせば、
「送金役」になり得る。**

口座の名義が正しいことと、取引の目的が正しいことは、別問題である。



名義を見るだけでは足りない。「指示・目的・報酬・資金の流れ」を見る

今日、3つだけ覚えて帰る



1 口座を渡さなくても も 犯罪になり得る

本人名義・本人操作でも、第三者の指示で資金を動かせば問題になる。



2 一回限り・報酬未受 領でも 油断できない

初回でも成立し得る。報酬は「約束」だけでも有償に当たり得る。



3 KYCだけでは 足りない

見るべきは「本人確認済みか」だけでなく、「なぜこの送金か」である。



翌日、この3点を誰かに話せれば、この講演は成功

「6つの謎」について考えよう



① なぜ、自分名義の送金が犯罪になる？

この後、事件 → 法律 → 犯罪構造 → 金融機関 → 自衛策の順に解く



② 「送金犯罪」とは、どんな犯罪？

この後、事件 → 法律 → 犯罪構造 → 金融機関 → 自衛策の順に解く



③ なぜ犯罪グループは他人の口座を使う？

この後、事件 → 法律 → 犯罪構造 → 金融機関 → 自衛策の順に解く



④ 「闇バイト」とどうつながる？

この後、事件 → 法律 → 犯罪構造 → 金融機関 → 自衛策の順に解く



⑤ 金融機関はどう見抜く？

この後、事件 → 法律 → 犯罪構造 → 金融機関 → 自衛策の順に解く



⑥ 巻き込まれないために何を見る？

この後、事件 → 法律 → 犯罪構造 → 金融機関 → 自衛策の順に解く



事件：施行2日後に何が起こったか

全国初摘発と報じられた事案を、時系列で追う

入口は「犯罪」ではなく、「簡単な副業」に見えた



表示された言葉

「簡単に稼げる」
「短期アルバイトスタッフへの報酬支払
業務」
「日払い5千円～3万円」



実際に求められたこと

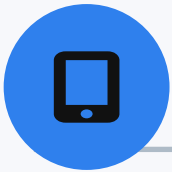
免許証・口座情報を送る
自分の口座で他人のお金を受ける
指定された複数口座へ繰り返し送る



仕事の名称ではなく、「自分の口座で何をさせるのか」を見る

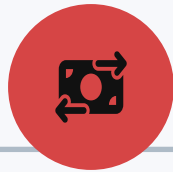
4日間の出来事が、一本の線につながった

7/7

**SNSで副業を検索**

Instagramの「簡単に稼げる」投稿から接触

7/12

**約175万円を送金**

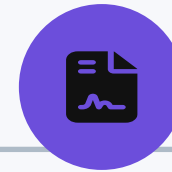
10時間で6口座へ37回

7/14

**金融機関が口座凍結**

不審取引を検知し、本人へ連絡

7/21

**書類送検**

送金犯罪として全国初と報じられた

**改正から「しばらく様子を見る」余地はなかった**

午前10時40分から午後8時40分まで、送金が続いた

10:40

20:40

37回の送金

**約16分**

単純平均で1回の送金間隔

**約4.7万円**

単純平均で1回の送金額

**6口座**

送金先は一つではなかった

※平均値は約175万円・37回・10時間からの単純計算であり、個々の送金額・間隔は不明

金融機関の目に映ったのは、「三つの数字」だった

¥ 約175万円

本人の通常取引と整合するか

🔄 37回

短時間に繰り返す理由は何か

🔗 6口座

なぜ複数の相手へ分散するのか



一つの数字ではなく、「金額×頻度×送金先」の組合せが物語る

発覚の端緒は、金融機関の取引モニタリングだった



モニタリングは「後から報告する」だけでなく、途中で止めるためにある

「利用された人」と「犯罪の実行者」は、両立し得る



被害者的な側面

副業だと説明された
犯罪全体の構造を知らされない
個人情報を渡し、逃げにくくなる



実行者としての側面

他人の資金を受け取る
複数の口座へ実際に送金する
犯罪グループの資金移動を支える

利用されたことは、行為の結果を消すわけではない

約束された報酬が支払われなくても、「無償」にはならない



「有償」は、現金を受け取った場合だけではない。

対価や利益を渡す「約束」があれば、実際に未払いでも該当し得る。

本件報道：数万円の約束 → 翌日受領予定 → 連絡が途絶え、未払い



「報酬をもらっていないから大丈夫」は通用しない

「初めて」「一回だけ」は、犯罪の成否を左右しない



基本類型

一回限りの依頼・送金でも成立し得る

通常：2年以下の拘禁刑又は300万円以下の罰金等



「業として」の加重

反復継続して行う場合は刑が重くなる

3年以下の拘禁刑又は500万円以下の罰金等



反復継続は「成立要件」ではなく、「加重要件」である

事件を語るときは、「容疑段階」であることを忘れない



書類送検は、有罪確定ではない。

- ・ 逮捕ではなく、在宅事件として検察庁へ送致
- ・ 被疑事実と刑事責任は、今後の捜査・処分で判断
- ・ 対外発言では「疑い」「報じられている」を付す



事件の面白さと、無罪推定への配慮を両立する



法律：なぜ新しい罰則が必要だったのか

「口座を渡す犯罪」から「資金を運ぶ犯罪」へ

改正法は、三つの場所を変えた



① 罰則引上げ

通帳・カード・認証情報等の不正譲渡・譲受けを重罰化

2026/6/10 公布



② 「送金犯罪」の新設

依頼・募集する側も、実際に送金する側も直接処罰

2026/7/10 ①②施行



③ 特別口座の措置

警察が特別口座で遮断・保全・被害回復を図る制度

③は2027/6/9までに施行予定



焦点は「誰が口座を持つか」から「その口座が何の機能を果たすか」へ

※③の施行状況は警察庁資料（2026年8月7日時点）に基づく

従来法の「空白」は、犯罪グループに利用された



従来の典型

通帳・カード・認証情報を
犯罪グループへ渡す

→ 口座売買・名義貸しとして捕捉



新しい脱法的手口

口座は本人が保持
本人の端末で本人が操作
SNSの指示どおりに資金だけ動かす



「何も渡さない」ことで、従来の口座譲渡規制を避けようとした

改正前と改正後では、「見る場所」が違う

改正前の中心

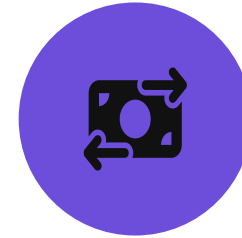


何を渡したか？

通帳・カード・認証情報



改正後に加わった視点



何のために動かしたか？

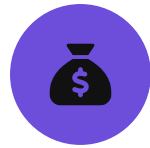
指示・目的・有償性・認識

「送金犯罪」は、四つのポイントで理解する



正当な理由
なし

通常の商取引・金融取引
等ではない



財産移転目
的

自己又は第三者の財産を
動かす目的



有償

対価・利益の供与又はそ
の約束



事情を知る

実行者は依頼者の財産移
転目的を認識



名称が「アルバイト」「業務委託」でも、実態で判断する

処罰対象は「送る人」だけではない



依頼犯

特定の人に、有償で送金を頼む



誘引犯

広告等で送金役を募集
・誘引する



実行犯

事情を知り、有償で実際に送金する



勧誘等犯

「送金を引き受ける」と自ら客を集める



募集・誘引は、資金がまだ動いていない段階でも成立し得る

「有償」の範囲は、現金よりずっと広い



現金・外貨



商品券



宝石・貴金属



暗号資産



各種ポイント



債務免除・後
日報酬



対価をまだ受け取っていないなくても、「約束」があれば該当し得る

普通の生活や仕事を萎縮させないため、「正当な理由」がある



食事会の
会費

幹事が集金し、店舗へ一
括送金



家族への
支払依頼

自身の消費に関する支払
を家族に任せる



公共料金
の支払

必要経費と手数料を渡し
、支払を依頼



正当な業
務上の支
払

上司が部下に経費と手間
賃を渡して依頼



「送金代行」という名称ではなく、目的・関係・出所・送付先を見る

ミニクイズ：どこから「仕事」ではなくなる？

A

友人4人の会費を集め、代表者が店へ送金

正当な理由あり得る

B

親の公共料金を、費用を受け取って代わりに支払う

正当な理由あり得る

C

知らない7人から入金後、12口座へ即日送金

強い要警戒

D

採用初日に会社の代金を個人口座で受け、分割送金

強い要警戒

「知らなかった」は、本人の一言だけでは決まらない



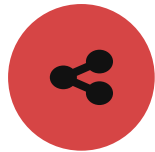
SNSだけの相手



入金者を知らない



短時間に多数回



複数口座へ分散



報酬が不自然に高い



契約書・請求書がない



認識は、周囲の客観的事実から総合判断される

似て見える三つの行為は、適用条文と刑が違う

行為	実態	主な条文	基本の法定刑
口座売買	通帳・カード・認証情報を譲渡	第26条以下	3年以下 / 500万円以下等
口座レンタル	返却予定でも一時的に交付・提供	第26条以下	同上（送金犯罪より重い）
本人が操作して送金	何も渡さず、第三者の指示で送金	第32条	2年以下 / 300万円以下等



「口座を貸しただけ」も、「自分で送っただけ」も安全ではない

対象は、銀行振込だけではない



預貯金
口座

価値を別の者へ移転する機能が対象



資金移
動サー
ビス

価値を別の者へ移転する機能が対象



高額電
子移転
可能型
前払手
段

価値を別の者へ移転する機能が対象



電子決
済手段
等

価値を別の者へ移転する機能が対象



暗号資
産交換

価値を別の者へ移転する機能が対象



後から入金を受ける約束で、先に立替送金する類型も含まれ得る

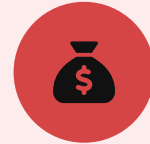
犯収法と組織的犯罪処罰法は、役割が違う



犯罪収益移転防止法

本人確認・記録保存・疑わしい取引の届出

新第32条で、送金の依頼・募集・実行を直接処罰



組織的犯罪処罰法

犯罪収益の取得・処分の仮装、隠匿、事情を知った收受

犯罪収益の没収・追徴



新第32条は、前提犯罪や犯罪収益性の完全な立証を待たずに資金移動機能を捕捉する



犯罪構造：なぜ「送るだけ」の人が必要なのか

詐欺で奪うだけでは、犯罪グループの利益にならない

犯罪グループは、他人の口座で「距離」を作る



主犯を見えにくくする

被害者が最初にたどるのは
口座名義人



凍結前に分散する

一つの口座で止められる前に
複数へ移す



本人確認済み口座を使う

正規の身分証で開設された
口座を悪用



送金役を使い捨てる

名義人にリスクを負わせ、
上位者は逃げる



他人の口座だけでなく、他人の本人確認と信用まで利用する

SNS詐欺は、「犯罪のサプライチェーン」で動く



末端の役割を切り離すほど、中心人物は見えにくくなる

被害金には、「凍結されるまでの時計」が動いている



入金後に時間がたつほど、資金を止め、追跡し、取り戻すことが難しくなる



詐欺の「だます役」と同じくらい、資金を運ぶ役が重要になる

「闇バイト」は、送金役を集める入口でもある



「利用された側」でも、実際に送金すれば実行者になり得る

募集文句を、実際の機能に翻訳すると怖さが見える

募集で使う言葉

「報酬支払業務」

「入金確認」

「簡単な送金作業」

「口座を使うだけ」



犯罪ネットワークで果たす機能

他人の資金を自分の口座で受ける

入金者と無関係な自分が資金の入口になる

凍結前に資金を別口座へ分散する

本人確認済み口座と信用を提供する

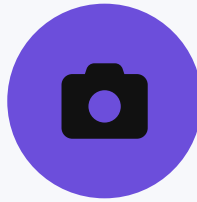


ラベルではなく、誰のお金を・誰の指示で・どこへ動かすかを見る

個人情報を渡すほど、「途中でやめる」ことが難しくなる



免許証



顔写真



口座情報



家族・住所



個人情報を握った後、「家族に連絡する」「損失を弁償しろ」などと圧力をかけ、送金を続けさせる構造も想定される。



最初の本人確認提出が、「信用の証明」ではなく「支配の材料」になり得る



金融機関：本人確認済みの口座をどう見抜くか

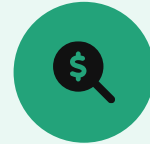
KYCの次に、「この取引は何か」を問う

KYCは必要。しかし、KYCだけでは止められない



KYC：あなたは誰か

氏名・生年月日・住所
本人確認書類
口座名義人の実在性



KYT：この取引は何か

誰から受け取ったか
なぜ送るのか
送金先との関係は何か



本人確認が正しいことは、取引目的が正しいことを保証しない

金融機関は、「動き方の違和感」を組み合わせる



短時間・多
頻度・多口
座

短時間に複数回、複数口座
へ分割



無関係な第
三者から入
金

面識・取引関係のない相手
から反復入金



顧客属性と
の不整合

職業・収入・過去の取引規
模と合わない



休眠口座の
急な活発化

長期間使われなかった口座
が突然動く



一つ当てはまれば犯罪、ではない。複数の事情を複合評価する

仮想例：単一アラートでは弱い。五つ重なると意味が変わる

①

2年間ほぼ休眠

②

7人の無関係な個人
から入金

③

2時間で12口座へ送
金

④

顧客の職業・収入
と不整合

⑤

契約書・請求書を
提出できない

結論：顧客照会と裏付け確認へ進むべきシナリオ

※説明用の仮想例。犯罪の認定ではなく、調査・照会の優先度を示す

顧客照会は、この5問から始める

1

誰から受け取ったお金ですか？

2

何の目的の入金ですか？

3

誰に、なぜ送るのですか？

4

入金者・依頼者・送金先の関係は？

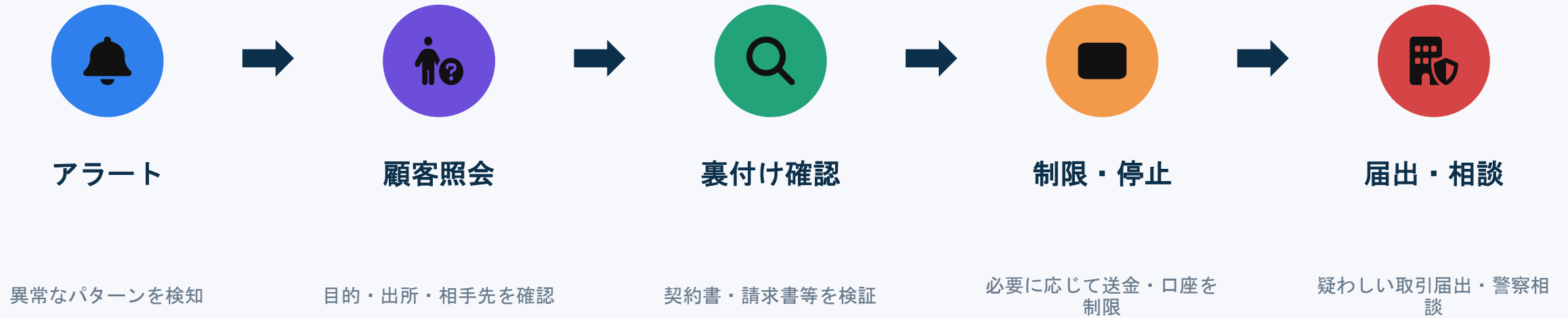
5

報酬やSNSからの指示はありますか？



説明に合理性がなければ、契約書・請求書・取引関係の裏付けへ進む

不審取引を検知した後は、「確認」と「停止」をつなぐ



疑わしい取引の届出は、「犯罪者と断定する制度」ではない

金融機関に求められる実務対応は、5つ



1

リスク評価を更新

本人保持型の送金役を独立類型へ



2

シナリオを複合評価

入金元・頻度・分割・属性不整合



3

顧客照会を標準化

誰から・何の目的で・誰に・なぜ



4

職員・顧客に周知

口座を売らなくても犯罪になり得る



5

新制度への準備

法務・AML・事務・システムで連携



規程を作るだけでは不十分。実際に止められるかを検証する

未施行の新制度：警察が「特別口座」で犯行を止める



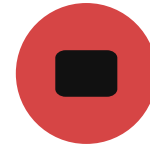
警察が特別
口座を用意

外から警察用と分らない
表示



勧誘者へ口
座情報

口座売買・送金犯罪の誘引
者へ提供



利用状況を
把握・遮断

入金後の外部流出を防ぐ



返還・被害
回復

原則返還、一定の場合は給
付金原資



2026年8月10日時点では未施行。2027年6月9日までに全面施行予定

金融機関の役割は、「入口」から「途中遮断・回復」へ広がる



「本人確認をしたから終わり」ではなく、資金の動きを最後まで見る



自衛策：知らないうちに巻き込まれないために

見た目ではなく、「なぜ私の口座なのか」を問う

送金する前に、三つの質問に答えられるか

1

このお金は、誰のものか？

2

なぜ会社のお金を、私の口座で動かすのか？

3

送金先と依頼者の関係を、説明できるか？



一つでも答えられない → 送金しない / 金融機関・警察へ相談

一つでもあれば立ち止まる「12の危険サイン」

！ SNS・DMだけの募集

！ 会社所在地を確認できない

！ 面接なしですぐ採用

！ 仕事内容が曖昧

！ 個人口座を使わせる

！ 知らない人から入金

！ 入金後すぐ送金

！ 複数回に分ける

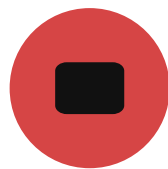
！ 報酬が高すぎる

！ 免許証をLINEで送る

！ 家族や銀行に相談するな

！ 「今日中に」と急がせる

すでに情報を渡した・送金した場合は、時間を置かない



1

送金を止める

追加指示に従わない



2

証拠を保存広告・アカウント・会話・
振込明細

3

金融機関へ連絡口座・認証情報の保全と制
限を相談

4

警察へ相談「自分も処罰されるかも」
と先延ばししない

5

認証情報を変更暗証番号・パスワード・端
末を確認**相談を遅らせるほど、資金も証拠も遠くへ移る**

生成AIは、詐欺を「見れば分かる偽物」から変える



自然な日本語

不自然な文法が手掛かりになりにくい



偽会社・偽契約書

企業サイト・求人票・契約書を量産



偽のオンライン面接

担当者の顔・声まで本物らしく見せる



個別化された勧誘

年齢・関心・職歴に合わせて説得



見た目が自然でも、「なぜ私個人の口座が必要なのか」という問いは残る

6つの疑問に、一言で答える

① 自分名義でも犯罪？ 名義ではなく、第三者の指示で資金移動機能を担ったか

② 送金犯罪とは？ 有償の依頼・募集・実行を直接処罰する新しい犯罪

③ なぜ他人口座？ 主犯との距離を作り、凍結前に分散するため

④ 闇バイトとの関係？ SNSが送金役の採用入口になっている

⑤ 金融機関はどう見抜く？ 金額・頻度・相手・顧客属性の不整合を複合評価

⑥ 巻き込まれないには？ 知らない人のお金を自分の口座で動かさない

理解度チェック①：○か×か（答えは各問の下）



Q1 改正法の三本柱は、すべて2026年7月10日に施行された。

答え：×

特別口座の措置は未施行。2027年6月9日までに全面施行予定。



Q2 送金を依頼・募集する側も処罰対象になり得る。

答え：○

依頼犯・誘引犯が設けられている。



Q3 一回限りの送金では、送金犯罪は成立しない。

答え：×

一回でも基本類型は成立し得る。反復継続は加重要件。



Q4 報酬を実際に受け取らなければ「有償」ではない。

答え：×

対価・利益を与える約束でも該当し得る。



Q5 食事会の幹事が会費を集め店へ送金する行為は、正当な理由が認められ得る。

答え：○

通常の社会経済活動として除外され得る。

理解度チェック②：○か×か（答えは各問の下）



Q6 送金犯罪の対象は、銀行振込に限られる。

答え：×

資金移動、一定の電子決済手段、暗号資産交換等も対象。



Q7 口座レンタルは、送金犯罪より軽い罰則である。

答え：×

通帳・認証情報等の交付・提供は第26条以下で、基本刑はより重い。



Q8 実行者の認識は、本人の弁解だけで決まる。

答え：×

SNS勧誘、送金回数、報酬、資料の有無等を総合判断。



Q9 本人確認済み口座なら、送金目的も正当と考えてよい。

答え：×

KYCと取引目的の正当性は別問題。



Q10 全国初と報じられた事案では、金融機関の不審取引検知が発覚の端緒となった。

答え：○

口座凍結の連絡を受け、本人が警察へ相談した。

現場で明日から確認する8項目

☐ 本人保持型の送金役をリスク評価に追加

☐ 無関係な第三者からの入金を把握

☐ 「誰から・何の目的で・誰に・なぜ」を質問

☐ 職員・顧客への送金犯罪周知

☐ 短時間・多頻度・多口座の複合シナリオ

☐ 休眠口座の急な活発化を検知

☐ 契約書・請求書等の裏付け基準

☐ 新しい特別口座措置への部門横断準備



チェックが付くかではなく、実際に機能するかを検証する

明日、人に話せる3つの結論

1

自分名義でも、他人の資金を他人の指示で動かせば犯罪になり得る

名義より、機能を見る

2

一回限り・報酬未受領でも安全ではない

初回でも成立、約束でも有償

3

金融機関はKYCの次に「なぜこの送金か」を見る

本人確認から取引理解へ



Questions & Discussion

「なぜ、そのお金を私の口座で動かす必要があるのか」
この一問から考えてみてください。

主な資料

- ・警察庁「令和8年犯罪収益移転防止法の改正について」
- ・警察庁JAFIC「犯罪収益移転防止法の概要」（2026/8/7時点）
- ・弁護士法人三宅法律事務所 AML/CFTニュース
- ・全国初摘発事案に関する報道（容疑段階）